

第37号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年8月28日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第二十八条第二号中「（同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第三十条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第三十二条の二の次に次の一条を加える。

（昇給についての適用除外）

第三十二条の三 第七条第二項から第五項までの規定は、臨時的に任用される職員には適用しない。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成三十年三月文京区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

付則第三項第二号中「平成三十一年度から平成三十五年度まで」を「令和元年度から令和五年度まで」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第一条中幼稚園教育職員の給与に関する条例第三十二条の二の次に一条を加える改正規定は令和二年四月一日から、第二条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）第四十四条の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧法」という。）第十六条第一号に該当して旧法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十七条第一項、第二十八条第二号及び第三十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説明)

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。